

令和6年度

鳥取県文化芸術活動支援補助金 対象事業募集

鳥取県内で活動する
芸術家・文化芸術団体等の活動を支援します！

要件など
詳しくは
裏面へ！

■県内外で作品展示・舞台公演 ■節目の年に行う周年事業

⇒優れた文化芸術活動支援事業

⇒周年支援事業



■本県ゆかりの先人を顕彰

⇒とっとり文化の先人顕彰事業

■本県ゆかりの映像作品の上映

⇒映像作品活用支援事業

募集期間、補助対象期間

区分	募集期間	補助対象となる事業期間
1次募集	令和6年3月4日(月)から 4月5日(金)まで	【優れた文化芸術活動支援事業・とっとり文化の先人顕彰事業】 令和6年4月20日(土)から令和7年3月31日(月)まで 【周年支援事業・映像作品活用支援事業】 令和6年4月13日(土)から令和7年3月31日(月)まで
2次募集	令和6年8月1日(木)から 8月30日(金)まで	令和6年10月1日(火)から令和7年3月31日(月)まで

※2次募集については、1次募集の採択状況により募集しない場合があります。その場合は、7月上旬頃に鳥取県文化政策課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>)にてお知らせします。

申請方法

交付申請書、実施計画書、収支予算書及び申請者活動状況調べを作成し、申請事業の参考となる書類とあわせて、持参、郵送、電子メール、又は「とっとり電子申請サービス」により提出してください。

※募集期間最終日の午後5時必着です。

※様式は鳥取県文化政策課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/bungeihojokin/>)からダウンロードできます。

結果通知

優れた文化芸術活動支援事業・とっとり文化の先人顕彰事業については、選定委員会が審査を行い、その結果をもとに対象事業を決定します。1次募集に係る審査結果は、5月上旬ごろまでにお知らせします。

周年支援事業・映像作品活用支援事業は、補助要件を審査の上、対象事業を決定します。1次募集に係る審査結果は、4月下旬ごろまでにお知らせします。

申請書の書き方や計画の立て方などのご相談にも応じます。
申請を予定されている方は、まずはお早めにご相談ください！

詳しくはホームページへ↓

【申請・お問い合わせ先】

鳥取県地域社会振興部文化政策課(〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地)

電話:0857-26-7843 フaxシミリ:0857-26-8108

電子メール:bunsei@pref.tottori.lg.jp

鳥取県文化政策課



■□■ 募集対象事業の概要 ■□■

事業区分	補助率及び上限額	補助対象となる取組の内容
①優れた 文化芸術活動 支援事業 【審査会】	補助率:1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限 定される場合は1/4) 上限額:30万円 (本県の文化芸術活動の推進に顕著に寄 すると認められた場合は100万円)	県内に活動の本拠を置く芸術家等が県内外(国内に限 る)で自ら創造し、実施する優れた作品展示・舞台公演 等及びこれらに付随して行われるワークショップ等 (第〇回といった定例的な活動は対象外) (令和4,5年度に本事業の交付決定を受けて事業を実 施した芸術家等は対象外)
②とっとり 文化の先人 顕彰事業 【審査会】	〔顕彰事業立ち上げ支援事業〕 補助率:1/2 上限額:30万円 (複数人の顕彰を行う場合:50万円)	全国的に大きな業績を残すなど顕彰が行われるべき者 でありながら、地元ではあまり知られていない、本県に ゆかりのある文化芸術分野の先人(物故者に限る)につ いて、その魅力や業績を発掘し、地域の文化資源として 活用するためのシンポジウムや展示会等の開催、発行物 等の作成、資料整理等 (当該活動の開始から通算3回目までの活動が対象)
	〔全国発信事業〕 補助率:1/2 上限額:50万円	全国的に大きな業績を残した本県ゆかりの文化芸術分 野の先人(物故者に限る)について、その魅力や業績を 広く発信するためのシンポジウムや展示会の開催等の 事業のうち、特に全国的な情報発信が見込まれるもの
③周年支援事業	補助率:1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限 定される場合は1/4) 上限額:10万円	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施 する定例化した作品展示・舞台公演及びこれらに付隨 して行われるワークショップ等に係る周年事業 (周年事業とは、第5回又は第10回といった節目の年に 行われる比較的規模の大きな事業)
④映像作品活用 支援事業	補助率:1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限 定される場合は1/4) 上限額:10万円	県内で実施する映画・アニメーション等映像作品(県内 の事柄又は県内出身人物をテーマにしたもの、又は県 内出身者が制作に関わった作品等、本県にゆかりの有 る映像作品)を上映する事業及びこれに関連して行われ る講演会等 (当該活動の開始から通算3回目までの活動が対象)

※それぞれ、補助対象となるには一定の要件があります。また、補助金の対象となる経費は、当日及び前日リハーサルの会場使用料及び付帯設備費、会場設営費、チラシ・ポスター・プログラム等の印刷費、広告宣伝費、作品等の輸送料などです。詳細は、文化政策課ホームページにて、令和6年度鳥取県文化芸術活動支援補助金募集要項、鳥取県文化芸術活動支援補助金交付要綱をご確認ください。

※申請団体が多数の場合は、申請内容を審査の上、予算の範囲内において減額して交付する場合があります。

ホームページで過去に助成した事業の様子をご紹介しています。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/bungeihojokin/>

